

# 内管保安・工事における競争環境整備の 検討状況について

2019年3月1日

経済産業省産業保安グループ

ガス安全室

# 内管保安・工事における競争環境の整備の検討状況について

1. 内管工事

2. 内管保安

# ガス安全小委員会(第18回)(11/6)で提起した課題

## 競争環境の整備に向けた課題

### 【明確化】

内管工事を施工する工事店は、「指定工事店」※<sup>1</sup>と「簡易内管施工登録店」※<sup>2</sup>の2種類があり、それぞれの指定要件・登録要件が分かりにくいという課題がある。

※1：本資料では、一般ガス導管事業者が内管工事を委託する場合において、品質や技能・体制を有するとして、各導管事業者が施工を認めた工事店（いわゆる「指定工事店」）のことをいう。

※2：内管工事のうちメーター下流側の簡易な工事の施工について、一般ガス導管事業者に登録している工事店（託送供給約款では「承諾工事人」と呼称。）のこと。一旦、各導管事業者に登録を行えば、自由に需要家との間で直接工事の請負が可能。

### 【周知】

指定要件・登録要件については、参入希望者から各一般ガス導管事業者への問い合わせに対してのみ情報開示する仕組みとなっているため、現状、周知が不十分という課題がある。

### 【検討の方向性】

- 内管工事の**委託実態を調査**し、調査結果に基づき措置の対応方針を策定する。

# 「内管工事」の委託実態調査結果

- 指定工事店に比べて、簡易内管施工登録店として多くの工事店が登録されている。
- 一方、簡易内管施工登録店が施工した工事は、内管工事全体のごくわずかであり、簡易内管施工登録店制度が十分に活用されていない。

## 10ガス事業者※の委託実態調査結果

※需要家数上位10事業者を選定。日本ガス協会調べ

<内管工事の工事店数（10社計・2017年度）>

分類	工事店数
指定工事店	約950社
簡易内管施工登録店	約2,160社

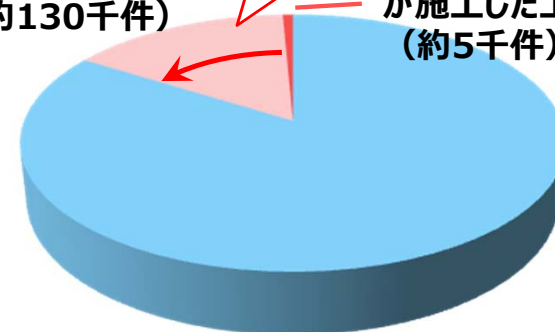
<内管工事の施工実績（10社計・2017年度）>

分類	工事件数
内管工事	約690千件
【推定】簡易内管工事	約130千件
簡易内管施工登録店が施工した工事	約5千件

簡易内管施工登録店が施工する工事件数は、拡大の余地がある

簡易内管工事 (約130千件)

簡易内管施工登録店が施工した工事 (約5千件)



2017年度実績  
(内管工事 約690千件)

# 「内管工事」の委託実態調査結果（委託要件）

- 一般ガス導管事業者は、「指定工事店」と「簡易内管施工登録店」の委託要件を個別に作成している。また、その内容は、認定要件・欠格要件のみを規定し、施工範囲、体制、材料等は別途説明するなど、委託要件が十分に明確化できていない事業者もいる。  
⇒委託要件の「明確化」が課題
- 委託要件は、工事会社からの問い合わせの都度、情報開示しており周知が不十分。  
⇒委託要件の「周知」が課題

## 10ガス事業者の委託実態調査結果

※需要家数上位10事業者を選定。日本ガス協会調べ

### <委託要件の有無>

委託要件の有無	回答
有り	10社

◆指定要件・登録要件を個別に作成

指定工事店  
指定要件

簡易内管  
施工登録店  
登録要件

### <委託要件の内容>

委託要件の内容	回答
認定要件・欠格要件のみ	8社
認定要件・欠格要件に加え、 施工範囲、体制、材料等	2社

<委託要件の周知> ◆参入希望の問合せに対し個別に情報開示：9社 ◆一般公開：1社

# 「内管工事」の委託要件の透明化への対応方針（案）

## 【実態調査の課題に対する対応】

【明確化】→ 「指定工事店」と「簡易内管施工登録店」を双方併記した委託要件を作成。  
また、その要件の内容についても参入希望者に対し、明確に分かりやすくする。

【周知】→ 明確化した委託要件について、開示・公表するとともに、参入希望者から各一般ガス導管事業者への照会に対しても十分に情報開示する仕組みを構築する。

## 【対応方針】

- 内管工事の委託要件を透明化するため、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について要請する。
- 日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管工事の工事店を指定・登録する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。（2019年度内）
- ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。
- 上記の委託要件の透明化の各社における実施状況については、定期的にフォローアップを行うこととする。

# ガイドラインのイメージ（案）

## ■ガイドラインの項目（例）

### 0. 当ガイドラインの位置付け

### 1. 新規参入の手引きのガイドライン

#### （1）簡易内管施工登録店

- ①登録要件および欠格要件
- ②簡易内管施工登録店になるまでの手順・手続き
- ③簡易内管施工士の工事範囲
- ④資格

#### （2）指定工事店

- ①認定要件および欠格要件
- ②指定工事店になるまでの手順・手続き
- ③施工範囲
- ④体制
- ⑤材料 など

# 内管保安・工事における競争環境整備の検討状況について

1. 内管工事

2. 内管保安



# ガス安全小委員会(第18回)(11/6)で提起した課題

緊急 保安	担い手	緊急保安業務は、漏えい発見から二次災害（着火・爆発）防止まで、 <b>高度な専門性に基づく迅速な判断と対応</b> が求められる保安業務である。そのため、一般ガス導管事業者の <b>社員を中心に、実施</b> している。
	体制整備	<b>24時間365日</b> の通報に対応するため、要員の確保、出動拠点、緊急車両等の整備に関して <b>体制が必要</b> となる。
	一体的対応	漏えい箇所が特定されない場合、 <b>本支管・内管・消費機器を一体的に対応</b> することが必要であり、内管（需要家敷地内）における緊急保安業務のみを切り離すことはできない。
定期 漏えい 検査	保安水準の維持	現行の保安水準を維持するためには、一般ガス導管事業者は自ら、または自ら実施した場合と同等の品質、技能、 <b>関与・統制が確保できる担い手</b> と一体となり実施することが必要である。
	継続的な体制の確保	一般ガス導管事業者にとって、担い手が、 <b>法定周期の遵守、十分な品質管理ができる体制を継続的に確保</b> することが必要である。
	効率的な運用	<b>新規参入による新たな負担と効果</b> を考慮し、効率的な運用となるかを検討する必要がある。

第18回 ガス安全小委員会資料2-1・2-2より抜粋

## 【委員会でのご意見】

- 保安水準は維持・向上すべきものであり、その前提で議論を尽くして仕組みを作っていく。
- 保安に意欲のある新規参入事業者を阻害することはあってはならず、価格だけではなく保安の分野でも競争できるいい方向に向かうのであれば、参入を拒む必要はない。
- 委託先選定の自由は、当然責任を持つ導管事業者にあるということが前提。
- 自主保安を法的に義務付けできない一方で、自主保安を守り得る技量・体制がある業者でないと任せられない保安水準をどう明文化するか。

## 【検討の方向性】

- 内管保安の**委託実態を調査**し、調査結果に基づき措置の対応方針を策定する。

# 「緊急保安」の委託実態調査概要

- 全ての一般ガス導管事業者（200社）の委託実態調査結果※日本ガス協会調べ
  - ✓ **緊急保安業務は「委託していない」**

## ● 緊急保安業務を委託していない理由（抜粋）

### 【担い手】

- **ガス事業を営む上で根幹となる業務**であり、仮に対応不備による爆発などの重大事故を引き起こせば**事業に与える影響は甚大と認識**しているため。
- 受付を含め、**コア業務に位置付けて**おり、特に指令、現場処理は、技量の高度化、均質化ならびに技能継承を図るためにも社員対応としているため。

### 【一体的対応】

- ガス漏れ通報案件は、入電時にガス漏えい箇所が敷地内外のどこなのか判別することができないものであり、**一般ガス導管事業者が一体的に管理・対応する必要**があるため。
- **一般ガス導管事業者の責務**であり、本支管、供内管、消費機器の一体的な保安確保のほか、火災や災害時などにおいても**迅速かつ適切な判断が求められる**ため。

※なお、大津市については、2019年4月より緊急体制が整備された共同出資の新会社に一体的に業務委託する予定。

# 「内管漏えい検査」の委託実態調査概要

- 小売登録のある事業者のうち需要家数10万件以上の13社を対象に調査。※日本ガス協会調べ
- 定期漏えい検査は、12社が70社に委託しているが、委託先の関与・統制の確保ができることを重視しており、自社による検査に準じた活動として法定業務等の保安体制を確保。
- 開栓時漏えい確認は、11社が521社に委託しており、関与・統制の確保できる会社とともに、協力会社へ幅広く委託している。

	定期漏えい検査（法定業務）	開栓時漏えい確認（自主保安業務）
委託状況	12社が70社に委託 ・一般ガス導管事業者が <b>自ら実施（1社）</b> ・ほとんどは、委託先の関与・統制の確保できることや信頼を重視することで体制を確保している。 ・例えば、 <b>機能分社化し、一般ガス導管事業者と密接に長い年月をかけて体制構築している者、資本関係による関与・統制により保安の信頼確保がなされている者など。</b> ・資本関係のない会社へ幅広く委託しているケースもある。	11社が521社に委託 ・一般ガス導管事業者が <b>自ら実施（2社）</b> ・供給エリア内の至る所で突発的に発生する開栓業務に対し、さまざまな形態に応じて関与・統制の確保できる会社および協力会社へ幅広く委託
関与・統制	委託先の経営層に社員出向・資本関係維持	保安教育、抜取検査、資格等による関与
保安確保	漏えい検査以外の自主点検、一般ガス導管事業者による抜き取り検査・作業者の定期的な研修	
体制維持	一般ガス導管事業者が、法定周期を遵守するため年間通して最適な要員体制を一元的に管理	一般ガス導管事業者が、ピーク時（引っ越しの多い月）の体制を維持するよう委託先へ要請

前述の内管保安の委託実態を踏まえ、以下に留意しつつ、委託する際の要件の透明化を以下の方針に従って、対応を進めることとしてはどうか。

- ① 「緊急保安」については、現在、導管事業者自らが実施している実態にあるため、透明化のニーズ自体が存在しない状況にある。（将来的にニーズが出てきた場合には、その時点で検討を行うこととしたい。）
- ② 緊急保安以外の「内管漏えい検査」については、「定期漏えい検査」（法定業務）と「開栓時漏えい確認」（自主保安業務）との間で、委託先に求められるべき「業務の質」が異なる（前者は、法定業務としての厳格性が要求される）実態にあるため、以下のとおり、それぞれの業務に対して、要件項目を変えることとする。

【共通する要件項目（例）】

- 保安水準の維持
- 必要資格、業務実績
- 自主保安として実施している保安業務の実施

【「定期漏えい検査」の場合の追加的な要件項目（例）】

- 委託先の関与・統制ができること、信頼が得られること、又はそれらに代替しうる措置が講じられること（子会社や資本関係、管理者派遣、取引関係、協定締結 等）
- 継続的な体制の確保、効率的な運用（面的な検査・周期管理）

※ 上記の要件項目は事例であり、引き続き精査することとする。

委託要件の項目については、ガス事業法及びその他の法令に抵触することのないよう留意して進める。

なお、業務を委託するか否かは、専ら一般ガス導管事業者側の発意に基づくことから、上記の整理は、導管事業者が保安業務を自ら実施することを妨げるものではない。

## 【対応方針】

「内管保安」の委託要件の透明化については、以下により対応することとしてはどうか。

- 保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、委託要件とすべき項目を引き続き精査・抽出した上で、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、要件項目を提示しつつ、適切な委託先の選定プロセスを含めた「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について要請する。
- 日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管保安を委託する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。  
(2019年度内)
- ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。
- 上記の委託要件の透明化の各社における実施状況については、定期的にフォローアップを行うこととする。